

韓国の法曹養成制度

三 澤 英 嗣

- I はじめに
- II 韓国における法曹人口
- III 韓国における従来の法曹養成制度とその問題点
- IV 法学専門大学院設置の経過
- V 法科専門大学院設置による法曹養成制度全体の概要
- VI 法学専門大学院制度の概要
 - 1 個別の法学専門大学院の設置（認可主義）
 - 2 総入学定員制度
 - 3 教員数
 - 4 入学者選抜及び授業年限
 - 5 単位
 - 6 入学金・授業料
 - 7 各法学専門大学院の特性化
 - 8 入試状況
 - 9 認証評価
 - 10 経済的支援の状況
- VII 弁護士試験
- VIII 弁護士試験合格後
- IX おわりに

I はじめに

我が国の法曹養成制度は、戦後司法試験という「点」によって選抜された人に対して、司法修習という研修を施す制度であったが、2001年6月に司法制度改革審議会意見書がまとめられ、これにより法科大学院を中核とする法曹養成制度への転換が図られた。これに対し、隣国韓国では、日本の法曹養成制度改革に歩調を合わせるように、法学専門大学院制度を導入した。

しかしながら、韓国の新たな法曹養成制度は、我が国のそれに比してドラスティックな改革になっている。なお、本論考作成にあたっては、当連合会内でなされた韓国の法曹実情調査班の調査結果を参考にしているが¹、意見にわたる部分は、個人的な見解であることを付言する。

II 韓国における法曹人口

法曹養成という教育システム（質）の問題は、法曹人口（量）の問題とは理念的には異なるが、量の多さによっては、質を維持するための養成システムが影響を受けることもあり得る。そこで、まず、韓国における法曹の数について、見ておきたい。

韓国における法曹養成制度では、毎年輩出される合格者は、歴史的には増加の道をたどっている。すなわち、1963年に司法試験が導入され、その後1970年までの8年間で毎回平均33名の合格者を出していたが（年によっては年2回の試験が実施されたときもある。）、1970年に定員制が導入されて以降、合格者数は、1977年までは毎年60人ないし70人、1981年からは約300人、1996年に約500人となり、その後も増員され、2001年以降は1000人となった²。ちなみに、韓国における法学専門大学院構想は、1995年から始まったが、それが進捗を見ない状況の中、政府は合格者を増加

1 韓国班のメンバーは、生田康介（広報室）、大川秀史（国際室）、葭葉裕子（広報室）、金谷達成（司法改革調査室）、彦坂浩一（日本司法支援センター対応室）、李ジュヒ（国際室 研究員）、小職（法曹養成対策室）

させていった³。

後述するように、韓国では、2009年3月から法学専門大学院が開設し、その1期生が、2012年に卒業し弁護士試験を受けることになるが、2017年の最後の司法試験までは司法試験合格組がいるため一時期の間、新規法曹資格取得者数は、司法試験合格者数と弁護士試験合格者数との合計となる。

ちなみに、2012年3月に実施される第1回の弁護士試験は、その合格率を法学専門大学院の修了者数ではなく、入学定員2000人の75%の1500人としたので、2012年の新規法曹資格取得者数は2500人程度になる。なお、第1回弁護士試験の出願者は1,698人であったので、約90%という高い合格率となる。

2010年の韓国の人口は、約4887万人で、日本のそれは1億2745万人であるから、この数字は、日本の新司法試験の合格者数約2000人と比較すると、人口数との割合でも、多いと言えよう。

Ⅲ 韓国における従来の法曹養成制度とその問題点

韓国における従来の法曹養成制度は、①大学法学部を中心とする法学教育、②司法試験、③大法院（日本の最高裁判所に相当）の傘下の司法研修院（日本の司法研修所に相当）の3つの段階で構成されていた。しかし、従来の法曹養成制度に対しては、概ね、次のような問題が指摘されていた⁴。

第1の問題は、過度な司法試験対策のための勉強による弊害である。すなわち、韓国の法曹養成制度の中心は、国家による試験を通

じた法曹の選抜であったが、受験資格や受験回数に制限がなかったため、何度でも受験することができた。法曹志望者は試験に合格することを強く意識し、大学は彼らに対し十分な法学教育ができなくなり、受験が長期化することで、法学教育の荒廃が進んだ。そこで、この法学教育を正常化し、健全化させる必要があるとの指摘がされた。

第2の問題は、司法研修院の弊害である。すなわち、司法研修院は、1971年大法院の下に設立されたが、その後、毎年の司法試験合格者が増加するにしたがって、合格者の多くが弁護士になるようになったものの、同院における研修の重点が、裁判官や検察官の養成にあったため、弁護士の養成としては脆弱であった（もともと、韓国の法曹養成は、民間である弁護士を養成する意識は弱く、特に合格者が少ない時代は、弁護士は、裁判官や検察官が退官して開業するものであった。）⁵。また、司法研修院という一つの機関で教育されることで、法曹としての仲間意識が生じる一方、国民からは、法曹のなれ合いが生じるとの批判もあった。そのため、「国家主導の試験による法曹選抜」から「民間主導の教育による法曹養成」への転換が必要であると指摘された。

第3の問題は、社会のニーズに合った多様で競争力のある法曹を輩出できなかったことである。すなわち、社会がグローバル化する中で、法曹もグローバル化への対応や、法律学以外の学問分野の勉強が必要となってきたが、司法研修院はそれに十分に対応できていなかった。司法研修院の教育では、国際化に対応する能力を備えた弁護士や専門分野に強

2 尹龍澤「韓国の法学教育と法曹教育—韓国型ロースクールの開幕を目前にして」（関西大学法学研究所ノモス第24号（2009年6月））20頁以下 www.kansai-u.ac.jp/ILS/PDF/nomos24-02.pdf

3 柳赫秀「海外ロースクール Topic & Report 韓国におけるロースクール導入決定の内容と課題」（法学教室2005.1No.293 7頁）

4 本間一也・加藤智章「日韓国際シンポジウム『法曹養成教育の現状と課題』」新潟大学法学会法政理論42巻2号（2009年）147頁以下キム・インホエ氏発言

5 前掲 尹龍澤 21頁

い弁護士を養成するには、極めて不十分であり、時代の流れに即応した多様な競争力のある法曹を養成するシステムが必要と指摘されていた。

韓国では、このような問題意識のもとで、次に述べる法曹養成制度の改革の議論を経て、法学専門大学院が設置された。

IV 法学専門大学院設置の経過

韓国で法学専門大学院が設置されるまでの間、いわゆるロースクールの議論は、出ては消えの繰り返しの歴史であった⁶。

ロースクール制度の議論がなされたのは、1995年（金泳三大統領時代）からである。その後、この議論は進展をみなかったが、1998年（金大中大統領時代）になって、「法学教育制度研究委員会」が設置され、同委員会が大統領に、法学部を存置した法学専門大学院制度の導入を提案した。しかし、このときも不採択となった。その後、1999年に「法学教育改革共同委員会」から2案が提出され、さらに、同年、「司法改革推進委員会」にて、韓国司法大学院案が大統領へ上程された。しかし、ここでも実現できず、2003年（盧武鉉大統領時代）になって、韓国における司法改革が始まったことにより、法学専門大学院設置が本格化することになった⁷。

そして、2007年に「法学専門大学院設置・運営に関する法律」が成立し、2009年3月から法学専門大学院制度が開始した。

なお、2004年の韓国法務部は、日本で導入されたロースクール制度について詳しく検討し韓国に見合う制度にしたいと発表していた⁸。

V 法学専門大学院設置による法曹養成制度全体の概要

韓国の法学専門大学院制度は、先行した日本の法科大学院制度を見ながらも、日本のように、旧来の法曹養成制度の枠組みを維持した形をとらず、極めてドラスティックに転換を遂げた。

それまでの韓国の法曹養成制度は、法学部教育—司法試験—2年間の司法修習であり、しかも、法学部教育が法曹養成とは乖離し、法曹志望者の多くが司法試験受験予備校で学ぶようになっていたことも、日本と同様であった。この同様な状況下で、日本の法科大学院制度は、法学部を従前どおり存置し、法曹資格を得るための司法試験も、また期間は短縮されたが司法修習も存続した。

これに対し、韓国の法学専門大学院制度は、法学専門大学院を設置する大学は法学部を廃止し、また、弁護士試験に一本化するために、司法試験の実施を2017年までとした⁹。さらに、司法修習を廃止し、職域別の研修制度を新設した。その結果、韓国の制度は、①適性試験—②法学専門大学院（3年制のみ）—③弁護士試験という、とてもシンプルでわかりやすい形になった。

すなわち、法曹志望者は、まずは適性試験を受験し、その適性試験の結果を得て、法学専門大学院へ入学し、3年間の法学専門大学院の課程を修了することにより、弁護士試験の受験資格を得る。韓国の新たな法曹養成制度では、すべての法曹が弁護士試験に合格しなければならず、その意味では、日本に比して、法曹一元の理念が実現していると言える。

6 前掲 尹龍澤 23頁以下

7 前掲 柳赫秀 4頁

8 前掲 柳赫秀 7頁

9 金炯料「韓国の法曹養成制度」法律時報84巻4号59頁

VI 法学専門大学院制度の概要

1 個別の法学専門大学院の設置（認可主義）

韓国における法学専門大学院の設置は、いわゆる認可制である。一定の設置基準を満たした個別の法学専門大学院は、法学教育委員会の審議を経て、教育科学技術部長官（日本の文部科学大臣に相当）によって認可されなければならない。その結果、2009年3月、全国に25校の法学専門大学院が開校した。このうち、国公立が10校、私立が15校であり、また、首都圏への集中を避けるため、ソウル圏内が12校、地方が13校となった。

ただ、この国による設置認可は、日本のそれと異なり、25校に限定されたために、その選考過程で、訴訟に至るなど混乱が生じた¹⁰。

2 総入学定員制度

法学専門大学院の全国的な総入学定員は、関係機関の協議により定めると規定されている。すなわち、教育科学技術部長官が、大法院の行政処長（日本の最高裁判所事務総局の事務総長に相当）及び法務部長官（日本の法務大臣に相当）と協議して決定する。但し、大韓弁護士協会長と韓国法学教授会長は、教育科学技術部長官に意見提出が可能である。

総入学定員について法曹実務を担当する機関らとの間で協議することを定めた趣旨は、法学専門大学院の卒業生を対象に実施される弁護士試験の合格者数と法学専門大学院の総入学定員とを連携することにある¹¹。ちなみに、韓国の憲法裁判所は、この総入学定員制度について合憲の判断をしている（2009年2月26日）。

上記協議の結果、法学専門大学院の総入学定員（1学年）は、2000人と定められた。な

お、各個別法学専門大学院の入学定員（1学年）は、教育科学技術部長官が大統領令の定める範囲内で決定する（最大150名）。

この総入学定員数と個別の法学専門大学院の入学定員の上限が定められたのは、日本と大きく異なる。これは、韓国が、日本のように、法科大学院の総入学定員数と新司法試験の合格者数との乖離を生じさせないために規定したものである。ただし、この総入学定員を2000人にしたことについては、韓国国内で、本来、自由業である弁護士の養成と合致しないとの批判もある。

なお、各法学専門大学院の一学年の定員数は、以下のとおりである。

定員数	大学名
150人	ソウル大
120人	慶北大, 高麗大, 釜山大, 成均館大, 延世大, 全南大
100人	梨花女子大学, 忠南大, 漢陽大
80人	東亞大, 全北大
70人	嶺南大, 忠北大
60人	慶熙大, 圓光大
50人	ソウル市立大, 亞洲大, 仁河大, 中央大, 韓国外国語大
40人	江原大, 建国大, 西江大, 濟州大

3 教員数

韓国では、最低20人以上の専任教員が確保され、学生12人に対して専任教員1人以上でなければならない。これに対し、日本では少なくとも専任教員が12人以上であれば足り、学生15人に対し専任教員1人以上で足りる。したがって、設置認可基準である教員数については、韓国の方が厳格な基準を設けており、日本より少人数教育への傾向が強い。

また、専任教員の中で、5年以上の実務経験を持っている国内弁護士又は外国弁護士の資格を持っている者が20%以上でなければな

10 前掲 尹龍澤 31頁

11 前掲 金炯料 58頁

らないとし、この点も、日本より厳格な基準となっている¹²。

なお、法学専門大学院には入学者特別選考制度が、法令上設けられており、障害者等身体的又は経済的条件が困窮している階層から選抜しなければならない（法学専門大学院設置・運営に関する法律23条1項、同施行令14条）。

4 入学者選抜及び授業年限

韓国では、日本と異なり、未修者・既修者を問わず3年コースのみである。入学者選抜については、学士取得者であり、学部成績、語学能力、適性試験結果、社会・奉仕活動等を勘案して選抜することになる¹³。特徴的なのは、法学に関する知識を評価するための試験を禁じている点であり、法学専門大学院3年課程で法曹養成するという理念に忠実であることの現れである。

また、入学者は、法学外分野や、該当法学専門大学院の設置された大学以外の大学から、それぞれ3分の1以上にしなければならない¹⁴。これは、法定の義務づけ規定であり、比率的面だけでなく、拘束力も日本より厳しいものとなっている。

5 単位

法学専門大学院の修士学位課程の必要な履修単位は、90単位以上である。なお、法学士の資格を持っている学生については、別の単位認定手続を経て、15単位以内で単位を取得したと認定することができる¹⁵。後者については、3年制ではありながらも、法学既修者向けに配慮されている。

6 入学金・授業料

法学専門大学院の入学金や授業料は、以下のとおりである（2011年1月のレートで、1ウォン=0.07円。）。

	入学金	授業料（1年間）
国立	約20万ウォン （約14,000円）	約1000万ウォン （約70万円）
私立	100万～300万ウォン （7万～21万円）	1900万～2000万ウォン （133万～140万円）

7 各法学専門大学院の特性化

各法学専門大学院は、日本と同様に、特性化した分野を掲げて設立されている。例えば、ソウル大学では、国際法務、公益人権、企業金融であり、延世大学では、公共ガバナンス法やグローバルビジネス法などである。25校の特性化分野を見ると、国際取引関係やITなどの知的財産関係、さらには生命科学関係が目立つ。

しかしながら、法学専門大学院が設立されて間もないため、これら特性化分野が、そのとおりの教育効果を生じさせるかは、未知の状態である。他方、日本でも、各法科大学院で特性を出すべく掲げているが、実際には目立った評価を受けていない。これも、司法試験の競争にさらされ、それどころではないということかもしれないが、韓国でも弁護士試験の合格率によっては、同様の状態に陥るかもしれない。

8 入試状況

適性試験志願者が、2008年には1万960人であったが、2009年及び2010年は8500人前後となってしまった。

法学専門大学院内の法学士、非法学士の割合は、2009年は法学士34%、非法学士65%で

12 前掲 柳赫秀 5頁
13 前掲 柳赫秀 5頁
14 前掲 尹龍澤 30頁
15 前掲 金炯料 58頁

あり、2010年は法学士36.7%、非法学士63.52%であり、非法学士の割合が高い。日本の法科大学院では、非法学部の割合が低く、その差は顕著である。

3つの評価機関が併存する日本と異なる。韓国の認証評価機関は、大韓弁護士協会の傘下に、11人で構成される「法学専門大学院評価委員会」として設置されている。

9 認証評価

韓国も、日本と同様、認証評価制度を設けているが、その認証評価機関は1つであり、

10 経済的支援の状況

法学専門大学院に対する国の予算措置なし経済的支援などの特別な支援はない¹⁶。理

2009学年度 法科専門大学院 奨学金支給現況（法務部）

学校	入学定員	総奨学生数	全額奨学金			一部奨学金	
			比率	学生数	家庭状況考慮者	学生数	家庭状況考慮者
1	40	40	100.0	40	0	0	0
2	40	40	50.0	20	2	20	0
3	120	80	6.7	8	7	72	51
4	60	24	10.0	6	4	18	14
5	120	26	6.7	8	6	18	14
6	80	80	2.5	2	0	78	4
7	120	36	10.0	12	8	24	0
8	40	15	12.5	5	3	10	0
9	150	62	18.7	28	28	34	34
10	50	50	14.0	7	5	43	0
11	120	60	15.0	18	17	42	42
12	50	21	8.0	4	1	17	17
13	120	29	12.5	15	15	14	14
14	70	50	22.9	16	5	34	34
15	60	16	26.7	16	5	0	0
16	100	53	7.0	7	6	46	33
17	50	43	34.0	17	0	26	0
18	120	42	11.7	14	12	28	0
19	80	80	28.8	23	4	57	0
20	40	40	15.0	6	4	34	4
21	50	37	8.0	4	0	33	18
22	100	63	16.0	16	16	47	47
23	70	24	28.6	20	5	4	0
24	50	28	14.0	7	3	21	0
25	100	100	10.0	10	5	90	0
統計	2,000	1,139		329	161	810	326
比率		56.95		16.45	8.05	40.50	16.30

16 韓勝憲「韓国の司法制度改革と法学専門大学院」法律時報80巻4号65頁

由は、法学専門大学院にのみ、国の経済的な特別支援をすることの理解が得られないからである。

その代わりに、企業や卒業生などから寄付を受け、学生の学費に奨学金として支給している。奨学金は給付型であり、相当の比率の学生が奨学金を受けている。

2009年度の法科専門大学院の奨学金支給状況は、表のとおりである。

Ⅶ 弁護士試験

法科専門大学院制度が導入されて、2012年から弁護士試験が実施されることになった。

日本と同じく、受験資格としては、法学専門大学院卒業であることが必要となり、受験期間及び回数の制限がある。ただ、卒業した月の末日から、5年以内に5回まで受験できるという点では、日本よりも、受験生に与えられる受験の機会が多い。

試験内容は、選択型の筆記試験と論述型の筆記試験、法曹倫理試験で構成される。試験科目は、公法（憲法、行政法）、民法（民法、商法、民事訴訟法）、刑事法（刑法、刑事訴訟法）、その他一つの選択科目である。

合格者決定方法は、法曹倫理については合格だけで決定し、選択型の筆記試験と論述型の筆記試験との点数を一定の比率で合算した総得点として合格者を決定する¹⁷。

なお、弁護士試験は、卒業する2月末前の1月に実施され、卒業後の3月に合格発表があり、卒業できなかった者は、不合格か合格が取消される。

Ⅷ 弁護士試験合格後

弁護士試験合格後に弁護士としての必須の

研修制度として、6ヶ月以上法律事務従事機関で法律事務に従事するか、あるいは研修をしなければならない。これを行わないと、単独で法律事務所を開設できなかつたり、法務法人の構成員になれなかつたりすることになる¹⁸。

裁判官の任用制度については、3年以上の法曹経験者から選任されるが、弁護士試験を合格した者から裁判研究員（law clerk）を200人選抜して2年間の経験を積ませる制度が導入された。この制度のあり様によっては法曹一元の理念に反する可能性もありえる。

Ⅸ おわりに

韓国は、日本の法科大学院を中核とした法曹養成を冷静に分析しながら、独自の視点で、新たな法曹養成制度を構築してきた。経済的には日本も韓国も通商国家を基本として発展してきたが、FTAやTPPなどさらなるグローバル化のなかで、韓国の法曹に求められているものは何か、そして、そのためにどのような法曹養成システムを設けるのか。法曹人口問題も含め、これからも韓国の動向を注視することになるろう。

以上

17 前掲 金炯料 58頁

18 関永盛 「韓国の新しい法曹養成制度—法学専門大学院制度の導入経緯と現況—」（2011年6月5日比較法学会第74回）